

1-2 情報環境に関する研究

1-2-1 コンテンツ相互使用のための標準化

e-ラーニングコンテンツの相互使用に伴う共通理解を普及するため、教育モデルの紹介、施設設備環境、コンテンツ作成のためのソフト環境、実施体制、質保証のための条件などについて、世界の動向を見極めつつ留意事項を整理し、ガイドラインとしてとりまとめるため、コンテンツ標準化検討委員会（委員長：藤岡睦久、獨協医科大学）を継続設置して対応した。

本年度は、委員会を6回開催し、ガイドライン「教育改革を目指したe-ラーニングのすすめ」のとりまとめに向けて検討を進めた。

ガイドラインの構成は、e-ラーニングの導入に伴う手引書として活用されるようにするために、e-ラーニングの必要性を明確にした上で、e-ラーニングとメディア授業との違い、e-ラーニングの手法を組み入れた授業事例の紹介、失敗しないためのポイント、導入する場合のレベル別授業モデルの紹介と点検リストの作成、運用のための教員、大学に向けた留意点、教材作成の留意点についてとりまとめることにし、以下のような項目立てとした。

教育改革を目指したe-ラーニングのすすめ（目次）

- 第1部 求められる改革
- 第2部 e-ラーニングとは
 - 1. e-ラーニングの可能性
 - 2. e-ラーニングを取り入れた授業方法
 - (1) 基礎学力の補充
 - (2) 事前・事後学習の徹底
 - (3) 対面授業での対話・討論の補完
 - (4) 事前事後学習と対面授業の統合化
 - (5) 実体験の養成・訓練
 - 3. e-ラーニングの手法を取り入れた授業事例（効果と目的）
 - (1) 反復学習による基礎学力の向上（物理学）
 - (2) 自立学習の徹底と大学・社会との連携（経済学など）
 - (3) ネットワークを介した公開討論型授業（量子力学）
 - (4) 学際的専門科目の学習品質、学習量の向上及び国際展開（経営学）
 - (5) 授業アーカイブによる国家試験対策（薬学）

4. こうすると失敗する！（失敗しないための対策）

5. e-ラーニングを取り入れた授業モデル

6. 授業モデル実現に向けた点検の視点

第3部 e-ラーニング導入・運用のための留意点

1. 教員自身が配慮すべき点

- (1) 授業のシナリオ作り
- (2) 教材構想の検討
- (3) 教材の質保証
- (4) 単位制度の実質化
- (5) 授業の自己点検・評価
- (6) 著作権に対する理解

2. 大学として配慮すべき点

- (1) 教育政策の明確化
- (2) 情報環境の整備
- (3) 支援組織作り
- (4) 教材作成の共通方式作り（標準化）
- (5) 学習管理システムの検討
- (6) e-ラーニング推進プロジェクトの設置
- (7) e-ラーニングによる単位互換基準の検討
- (8) 教材の相互運用性、再利用のための共通方式の導入

3. 教材作成の留意点

検討を進める上で最も留意した点は、e-ラーニングの必要性が正しく理解されていないことから、単位制度の実質化を図る上で不可欠な教育システムであることを強調することにした。その上でe-ラーニングはあくまでも対面授業を補完する手段であることを明確にし、基礎学力、特定分野の知識、技能、態度などの授業を除いては対面授業に替わることができないことを強調した。

内容面で配慮した点は、e-ラーニングの導入に取り組むことができるよう授業のモデルを段階的に掲げ、大学の対応能力に応じた具体的な取り組みについて紹介することにした。また、教員自身が留意すべき点としては、授業のシナリオ作り、教材の通用性、相互運用性に配慮すること、大学が留意すべき点としては、特に、教育政策の明確化、支援組織作り、教材に検索情報をつけるLOM対応、学習管理システムの整備を強調した。なお、教材の相互運用に必要な共通方式の導入については、時期尚早とし、当面はLOM規格にもとづくメタデータの検討を提言することにした。ガイドラインは、17年度にとりまとめ報告することにしている。

1-2-2 教育研究の情報化に関する評価 の在り方

16年度から第三者機関による大学評価が法律で義務付けられることに鑑み、教育研究機能を充実するためのIT環境の在り方、教育でのIT活用の工夫などについて大学の取り組みを評価するための枠組みの研究を行うため、16年度も「情報化評価委員会」（委員長：戸高会長）を継続設置し、具体的な評価項目、評価方法などについて検討した。

委員会は、16年11月に開催し、大学の情報化に関する自己点検・評価の視点について共通理解を深めた。情報化の状況を表面的にとらえて評価するのではなく、大学教育を充実するための指標となるよう、今後の大学教育の方向性を踏まえ、教育改革の有効な手段として可能性と限界が検証できるよう、数年先の理想的な姿を指針として整理した上で、大学の対応能力を配慮した段階的なガイドラインを構築することが望ましいとした。また、投資効果の面からも検証できるように指標作りが必要とした。17年度に大学として情報化へ取り組むための考え方をとりまとめ、その上でそれを実現するための評価項目・内容、評価方法をとりまとめることにしている。なお、教育の方向性、教育改革の方向性のイメージおよび情報化に取り組むための対策の視点について、以下に委員会での資料を掲載する。

ガイドライン検討の視点(メモ)

【大学教育の方向性】

- ①社会の要請に応える人材育成（教養教育の強化、実践・体験教育の積極化）
- ②教育アイデンティティーの確立（特色GP、現代GPへの組織的な取り組み）
- ③ユニバーサル時代（進学率50%）の新しい教育
- ④誰もが信頼して学べる大学教育（教育の質保証・評価）
- ⑤教育の通用性を高めるための工夫（大学間の連携、社会との連携）
- ⑥教育内容・教育方法の説明責任（教育目標・到達度の情報開示）
- ⑦学生一人一人の質保証（個人指導の徹底）

【教育改革の方向性】

- ①学問分野別コア・カリキュラムの作成
- ②実践型教育の導入（高度職業人の養成教育を含む）
- ③教える授業から学ぶ授業への転換（自学自習の徹底、イクティイクな授業）
- ④いつでもどこでも学習可能な環境整備（e ラーニングの導入）
- ⑤学習意欲を喚起する教育手法の導入
(専門家による動機付け教育の導入、学習成果の学外評価、座学と体験を組み合せた授業)
- ⑥成績評価の厳格化と評価方法の工夫（筆記試験と他の評価との組合せ）
- ⑦カリキュラムの実質化（シラバスなどの学内公開と授業科目間の連携）
- ⑧教育効果を高める教授法の組織的研究
(イクティイク・メソッド、ケースメソッド、問題解決学習などの研究)

【実現対策の視点】

- ①教育政策に基づいた授業改善計画の構築
- ②人材育成の具体的なカリキュラム及び履修指導
- ③優れた教育を評価するための教育業績評価制度の構築
- ④教職一体による教育支援機能の整備
- ⑤人間力を高めるための個人教育の導入（オフィスアワー、コミュニケーションの充実）
- ⑥大学間コンソーシアムによる教育内容・方法の研究（コア・カリキュラムの検討会）
- ⑦学外専門家から現場・体験情報等を導入する仕組み作り（卒業生の活用）
- ⑧教員の意見を取り入れた教育環境（施設・設備等）の整備
- ⑨学習意欲を高めるためのシラバスの充実（授業のシナリオ作り）
- ⑩いつでもどこでも学習できるコンテンツの整備
- ⑪自己診断を取り入れた学習システムの工夫（小テスト・課題学習の徹底）
- ⑫学生による授業評価結果の活用
- ⑬学生個人情報の保護
- ⑭学内知的財産の一元化・データベース化
- ⑮著作権処理システムの構築